

社会福祉法人光寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光寿会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、理事長が委嘱または依頼した委員等（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等が、法人の業務のために次の会議等へ出席した場合、別表の報酬を支給する。

- (1) 理事会、監事会、評議員会
- (2) 法人が規定する委員会及び部会
- (3) 理事長の要請を受けて出席する会議または、法人運営の業務にあたる場合

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議等へ出席した都度、支給するものとする。

(報酬の総額)

第5条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給する。

- 2 当法人の全理事の報酬総額は、年間180,000円以内とする。
- 3 当法人の全監事の報酬総額は、年間120,000円以内とする。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

この規程は、平成30年10月26日から施行する。

別 表 (役員等の報酬)

| 職 名 | 日 額 |
|------------------|--------|
| 理 事 | 5,000円 |
| 監 事 | 5,000円 |
| 評 議 員 | 5,000円 |
| 理事長が委嘱または依頼した委員等 | 2,000円 |

源泉徴収税 乙欄日額表 適用